【中国】国家情報法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

*2017年6月27日、国の情報活動の基本方針、実施体制、情報機関の職権、法的責任等 について定める国家情報法が制定され、同年6月28日から施行された。

1 背景と経緯

習近平政権は、2014年4月に総合的国家安全観(注1)という国家安全保障に関する新たな基本方針を打ち出し、その方針の下に国家安全法制の体系的な整備を進めている。最近の関連立法としては、反スパイ法(2014年)、国家安全法(2015年)、反テロリズム法(2015年)、国外 NGO 国内活動管理法(2016年)、サイバーセキュリティ法(2016年)などが挙げられる。

このような国家安全関連の法整備の一環として、国の情報活動及び情報機関について定める国家情報法案が、2016 年 12 月、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議に提出され、第 1 回審議が行われた。法案は、その後の意見公募と修正を経て、2017 年 6 月の同第 28 回会議における第 2 回審議の後、6 月 27 日に可決、成立した。法案は当初、全28 か条であったが、成立した国家情報法(注 2) は全 32 か条となっている。施行日は 2017 年 6 月 28 日である。

2 構成と主な内容

(1) 構成

第1章:総則(第1条~第9条)、第2章:国家情報機関の職権(第10条~第19条)、 第3章:国の情報活動の保障(第20条~第27条)、第4章:法的責任(第28条~第31 条)、第5章:附則(第32条)。

(2) 立法目的と基本方針

国の情報活動を強化及び保障し、国の安全と利益を守ることを目的とする(第1条)。 国の情報活動においては、総合的国家安全観を堅持し、国の重要政策決定に参考となる 情報の提供を行い、国の安全に危害を及ぼすリスクの予防・解消のために情報面での支援 を行い、国の政権、主権、統一・領土保全、国民福祉、経済社会の持続可能な発展その他 国の重大な利益を守る(第2条)。

(3) 情報活動の実施体制

国は、統一的に役割分担され、科学的かつ効率的な国家情報体制を整備する(第3条)。 国の情報活動においては、公開活動と秘密活動、専門要員による活動と大衆による活動、 責任分担と相互協力をそれぞれ組み合わせて実施する原則を堅持する(第4条)。

国家情報機関(国家安全機関、公安情報機関、軍情報機関の3種)は、職責に基づき役割分担と相互協力を行い、また、関係国家機関も、それぞれの職責と役割分担に基づき国家情報機関と密接に連携することが義務付けられる(第5条)。

(4) 国家情報機関及びその職員の職権

国家情報機関は、法に基づき必要な方法、手段及び経路を用い、国内外で情報活動を行う(第10条)。

国家情報機関は、国外の機関・組織・個人が実施し、若しくは他人に実施させた、又は 国内外の機関・組織・個人が結託して実施した、国の安全と利益に危害を及ぼす行為に関 する情報を法に基づいて収集及び処理し、それらの行為の警戒、抑止、取締りのために根 拠又は参考となる情報の提供を行わなければならない(第11条)。

国家情報機関は、法に基づき情報活動を行うに当たり、関係する機関・組織・個人に対し必要な支援・協力を求めることができる(第14条)。また、必要に応じて、国の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、技術偵察措置(通信傍受等)及び職員の身分保護措置を講じることができる(第15条)。

国家情報機関の職員は、必要に応じて、国の関係規定に基づき、関係する機関・組織・個人の交通手段、通信手段、土地及び建物に対し、優先的な使用又は法に基づく差押えを行うことができる(第17条)。

(5) 国民の協力義務と権利保障

いかなる組織及び個人も、法に基づき国の情報活動に協力し、国の情報活動に関する秘密を守る義務を有し、国は、情報活動に協力した組織及び個人を保護する(第7条)。

国の情報活動は、法に基づいて行い、人権を尊重及び保障し、個人及び組織の合法的権利利益を守らなければならない(第8条)。国は、国の情報活動に大きな貢献のあった個人及び組織に対し、表彰及び報奨を行う(第9条)。

国の情報活動への支援・協力により財産の損失が生じた個人及び組織に対しては、国の関係規定に基づき補償を行う(第25条)。

国家情報機関の職員がその任務遂行において、又は国家情報機関の協力者がその協力活動において、本人又はその近親者の身の安全が脅かされたときは、国の関係部門が保護・救済のために必要な措置を講ずる(第23条)。

(6) 情報活動における職務規律

国家情報機関及びその職員においては、職権の逸脱・濫用、個人・組織の合法的権利利益の侵害、職務上の便宜の私的利用、国家機密・企業秘密・個人情報の漏えいがあってはならない(第19条)。

いかなる個人及び組織も、職権の逸脱・濫用その他違法行為又は規律違反のあった国家情報機関及びその職員を告発及び告訴する権利を有し、告発・告訴を行った個人・組織に対して制止や報復を行うことがあってはならない(第 27 条)。

注 (インターネット情報は 2017 年 7 月 13 日現在である。)

- (1) 中国語原文は「总体国家安全观」。国の安全という概念を政治、経済、文化、生態系など極めて幅広い分野に適用し、包括的・効果的にそれらの安全の実現・維持を図るとしている。
- (2) 「中华人民共和国国家情报法」国务院法制办公室 http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/7/5/art_11_205
 605.html>